

事 務 連 絡
平成31年1月25日

各都道府県消防・防災主管部局 }
各指定都市消防・防災主管部局 } 御中

消 防 庁 総 務 課

平成31年度消防庁予算案及び平成30年度消防庁第2次補正予算案並びに平成31年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し・その他留意事項について

政府の平成31年度当初予算案及び平成30年度第2次補正予算案につきましては、平成30年12月21日に閣議決定されたところです。

平成31年度消防庁予算案及び平成30年度消防庁第2次補正予算案並びに現段階における消防防災に関する地方財政措置の見通し・その他留意事項について、下記のとおりお知らせいたします。

各都道府県消防・防災主管部局におかれては、貴都道府県内の市町村に対しても速やかに御連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

南海トラフ地震、大規模な風水害等に的確に対応するため、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を改定し、平成35年度末の登録目標隊数を6,000隊からおおむね6,600隊に増隊するとともに、土砂・風水害機動支援部隊の創設やNBC災害即応部隊を新たに創設することを検討しています。

基本計画の改定内容の詳細については、別途お知らせする予定ですが、都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、緊急消防援助隊の強化に取り組むようお願いいたします。

- (1) 平成30年度消防庁第2次補正予算案及び平成31年度消防庁予算案において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づく無償使用制度を活用し、以下の車両・資機材等を配備することとしていること。

なお、配備に当たっては、車両・資機材等の特性や地域のバランス等を勘案することとしていること。

① 津波・大規模風水害対策車

水陸両用バギー等により、津波又は大規模風水害による冠水地域等において機動的な消防活動を実施する車両

② 全地形対応車及び搬送車

高い機動性を有し、津波や大規模風水害による浸水地域等において救助活動や人員・資機材等の搬送を行う車両

③ 拠点機能形成車

大規模災害発生時、被災地での長期の消防応援活動を支援する拠点機能を備えた車両

④ 重機及び重機搬送車

土砂災害等において救助活動を阻む大量の土砂やがれきを除去する機能を備えた重機及びその搬送車

⑤ 高機能救命ボート

津波や大規模風水害による浸水地域等において、多くの要救助者を一度に救出することや車いすでの移動を必要とする方を車いすごと救助し搬送することが可能ながれき等にも強い高機能な救命ボート

⑥ 映像伝送システム

大規模災害時に迅速な情報収集体制を構築し、災害現場のリアルタイム映像を配信・共有するシステム

(2) 緊急消防援助隊設備整備費補助金及び緊急防災・減災事業債等を活用し、緊急消防援助隊の車両や資機材の整備に取り組まれるとともに、救助活動等拠点施設等の受援体制の整備にも積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、車両・ヘリコプターに係る補助基準額を改定する予定であること。また、シャシ供給メーカーの減少、艤装の複雑化等により、近年、消防車両制作に時間を要しているため、消防車両の早期発注及び適切な納期の設定に努めていただきたいこと。特に、全ての補助対象設備について、繰越事由に該当する場合にあっては歳出予算の繰越しを可能とする予定であること。

(3) 消防組織法第 50 条の規定により県及び消防本部が無償で使用している消防庁ヘリコプター及び市町村が無償で使用している国有消防用車両並びに無償使用資機材の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練については、訓練の参加に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

2 消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化

消防防災ヘリコプターは、その高速性や機動性を活用し、地上からは接近困難な場所でも活動を行い、国民の安心と安全を守るために重要な役割を果たしているところではある。

一方で平成 21 年以降、4 件の墜落事故が相次いで発生し、26 人の消防職員等が亡くなられる極めて憂慮すべき事態となっています。

消防庁では、消防防災ヘリコプターを運航する道県及び消防本部に対して、「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」等の提言事項に取り組むよう求めてきたところですが、今一度、消防防災ヘリコプターの安全性の向上に向けて取り組む必要があります。

消防防災ヘリコプターを運航する道県及び消防本部におかれては、以下の事項に留意し、2 人操縦体制の導入等、消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化に積極的に取り組むようお願いいたします。

(1) ヘリコプター動態管理システムの配備・更新等

平成 30 年度消防庁第 2 次補正予算案において、消防組織法第 50 条の規定に基づく無償使用制度を活用し、災害対策本部等でヘリコプターの位置情報・速度等を確認できるヘリコプター動態管理システムの地上端末の配備・更新を行うとともに、位置情報が一定期間更新されなかった場合に警告を発する機能を付加することとしていること。

(2) 2 人操縦体制等の導入及び操縦士の養成・確保

「2 人操縦体制及び CRM の計画的導入について」(平成 30 年 12 月 14 日付け消防庁広域応援室長通知)を踏まえ、2 人操縦体制及び CRM (クルー・リソース・マネジメント) の導入並びに操縦士の養成・確保に計画的に取り組んでいただきたいこと。

また、道県が運航する消防防災ヘリコプターの安全確保のための 2 人操縦体制の導入に要する経費について、地方交付税措置を拡充したこと。

加えて、消防本部が運航する消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のための OJT 及び自主養成に要する経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、操縦士の型式限定変更取得に要する経費について、平成 29 年度より地方交付税措置を講じることとしていること。

3 常備消防力の充実強化

都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、常備消防力の充実強化に取り組むようお願いします。

(1) 消防防災施設の整備促進

平成 31 年度消防庁予算案により、耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を消防防災施設整備費補助金により補助するため、昨年度より増額して計上していること。

また、火災防ぎょ計画に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域において、消防水利重点整備計画に基づいて平成 34 年度までに実施される消防水利施設の整備に係る防災対策事業債の充当率及び交付税措置率について通常より有利な措置を講じることとしていること。

(2) 消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防の広域化については、平成 30 年に改正した市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、平成 36 年 4 月 1 日を推進期限としているところであるが、引き続き消防の広域化の取組を促進し、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を講じることとしていること。

具体的には、市町村が行う消防の広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時的に増加する経費のほか、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防用車両等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

また、都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要となる経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

併せて、消防の連携・協力を行う市町村が、当該連携・協力に係る計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修については緊急防災・減災事業債を、消防用車両等の整備については防災対策事業債を活用していただきたいこと。

さらに、平成 31 年度消防庁予算案において、消防の広域化及び消防の連携・協力のモデル構築事業を実施することとしていること。

なお、消防防災施設整備費補助金の配分に当たっては、備蓄倉庫及び救助活動等拠点施設等を消防の広域化又は消防の連携・協力の伴い整備する場合においては、新たに特別に考慮することとしていること。また、緊急消防援助隊設備整備費補助金の配分に当たっては、消防広域化重点地域として指定された消防本部が、指定の日から 3 年以内に緊急消防援助隊の設備を整備する場合においては、新た

に特別に考慮することとしていること。

(3) 消防本部におけるハラスメント等への対応策

ハラスメント等への対応策については、平成 29 年 7 月 4 日付け消防庁次長通知において、「消防長の意志等の明確化及び消防本部内での周知徹底」、「ハラスメント等の対応策に関する内部規程の策定」、「ハラスメント等通報制度の確立」や「ハラスメント相談窓口の設置」等を要請しており、未実施の消防本部にあっては速やかに着手するとともに、既に実施している消防本部にあっては、より効果的な取組を行う等、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた対応を引き続き適切に行っていただきたいこと。

(4) 消防職員委員会の運用改善

消防長及び委員長は、「消防職員が意見を提出しやすい環境づくり」、「委員会の公正性の確保」や「委員会の透明性の確保」のため、委員長の任期の設定、意見募集期間の確保、委員会開催日等の周知、審議対象外理由の通知、意見取りまとめ者・事務局間における氏名の取扱いについて匿名を選択可能とする様式変更等の必要な規程等の見直しを行っていただきたいこと。

(5) 外国人、障害者等からの 119 番通報等への対応

119 番通報等の三者間同時通話による多言語通訳の導入に必要な経費については、地方交付税措置を講じることとしているが、平成 30 年 6 月 30 日時点、272 本部の導入にとどまっているため、未導入の本部においては、2020 年までに導入されるよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、平成 29 年 4 月から提供を開始した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」については、平成 30 年 12 月 1 日時点で、364 本部で導入されているが、タブレット型情報通信端末の導入に係る経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしており、未導入の本部においては、導入されるよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、聴覚・言語機能障害者の円滑な 119 番緊急通報を可能とするシステム（Net119 緊急通報システム）の導入・運用するために必要な経費については、地方交付税措置を講じることとしているが、平成 30 年 6 月 30 日時点、142 本部の導入にとどまっている（平成 30 年 12 月、各消防本部における導入状況を消防庁ホームページで公表）ため、未導入の本部においては、2020 年までに導入されるよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。

(6) 消防職員の確保

消防職員については、地方財政計画上、消防防災行政の状況等を勘案し、1,000

人増員することとしているが、各市町村の実情等に応じて、消防職員の確保に努めていただきたいこと。

4 救急体制の確保

救急車の適正利用を促進するため、救急安心センター事業（#7119）について、平成 31 年度消防庁予算案においては、アドバイザーの派遣等の実施により、更なる全国展開を推進することとしています。また、消防防災施設整備費補助金又は防災対策事業債において、電話相談窓口を消防機関以外に設置する場合でも対象としているほか、救急安心センターを運営するために必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしています。都道府県及び市町村におかれては、#7119 の導入に向け、積極的に取り組むようようお願いします。

また、感染防止対策の充実強化のため、平成 31 年度消防庁予算案において、感染防止対策研修会を開催することとしており、各消防本部においても感染防止対策のより一層の強化に努めるようお願いします。

さらに、消防本部でのターニケットの配備に必要な経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしています。

また、救急・ウツタイン様式調査については項目の追加・変更が必要となりますので、統計システムの改修に係る経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしています。

5 地方公共団体等の災害対応能力の強化

都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、災害対応能力の強化に取り組むようお願いします。

(1) 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた避難対策の強化

中央防災会議防災対策実行会議「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを支援するという、住民主体の防災意識の高い社会の構築に向けて、各般の対策に取り組んでいただきたいこと。特に、住民が地域における災害リスクを認識し、避難のタイミング、避難経路、避難場所等について理解するには、具体的な災害からの避難等を想定して住民が参加する防災訓練の実施が有効であることから、住民の防災意識を高める防災訓練を充実させるため、平成 31 年度から、防災訓練の実施に要する経費について、地方交付税措置を大幅に拡充したこと。

また、水害・土砂災害からの避難について、住民が取るべき行動や防災情報を 5 段階の警戒レベルに分け、避難行動を支援する分かりやすい情報提供を行うことについて、本年の出水期より運用を開始する予定であること。それに先立ち、

「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月内閣府（防災担当））の改定が行われることから、各地方公共団体におかれては、同ガイドラインの改定を踏まえ、避難勧告等の具体的な発令基準の整備等を進めていただきたいこと。

（2）南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応の推進

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応についても、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ沿いで M8 クラスの地震が発生した場合等においては、被災地域以外でも、後発地震に備えた防災対応を実施することになること。平成 32 年度のしかるべき時期からの本格運用に向け、今後策定される新たなガイドラインを踏まえた防災対応の検討及びこれを反映した地域防災計画の修正を進めていただきたいこと。なお、地域防災計画の見直しに要する経費について、特別交付税措置を講じることとしていること。

（3）活動火山対策避難施設の整備促進

各火山地域における実情を踏まえ、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債を活用し、積極的に常時観測火山における活動火山対策避難施設の整備に取り組んでいただきたいこと。

特に、退避壕・退避舎については、新設だけでなく、既存施設の屋根の補強等、機能強化に係る改修事業も対象としていること。また、山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備について、地方公共団体が補助する場合に係る経費を消防防災施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用していただきたいこと。

（4）平成 31 年度消防庁予算案における研修事業について

平成 31 年度消防庁予算案においては、市町村長が災害時に的確に判断し迅速な指示が出せるよう市町村長本人を対象とした個別面談方式で実践的なシミュレーションを行う「市町村長の災害対応力強化のための研修」、災害時に市町村長の災害マネジメントを支援する「災害マネジメント総括支援員」への研修、大規模災害に備えた市町村の業務継続性の確保や受援体制の構築のための研修等を実施することとしているので、積極的な参加を検討していただきたいこと。

（5）その他の主な地方交付税措置

非常用物資の購入、広域的な防災体制の充実及び避難行動要支援者名簿の作成・活用に必要な経費等についても、地方交付税措置を講じることとしているので、必要な取組を進めていただきたいこと。

6 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

消防団については、通常の火災に加え、地震、台風、豪雨、火山噴火等の各地で頻発する災害や今後想定される南海トラフ地震等に備え、消防団員の確保、災害対応能力の更なる向上が喫緊の課題となっています。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年法律第 110 号。以下「消防団等充実強化法」という。）を踏まえ、都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、地域防災力の充実強化に積極的に取り組むようお願いいたします。

(1) 消防団への加入の促進

① 基本団員を中心とした消防団員の確保について

地域防災力の充実強化を図るため、消防団の中核としてあらゆる災害に対応できる基本団員の確保に取り組んでいただきたいこと。

特に、あらかじめ役員の任期満了による退団等が見込まれる場合に、計画的に団員の確保を図るとともに、転入先の地方公共団体における入団手続の簡素化や団員の身分を保持したまま一定期間活動を休止できる休団制度の活用等により、転居や本業の多忙に伴う退団等への対策を講じていただきたいこと。

② 大規模災害時のマンパワー確保等について

大規模災害時のマンパワー確保や、様々な組織が適切な役割分担と連携協力のもと地域防災全体で対応する体制の確保等のため、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」制度の導入、多様な人材の活用等を通じた消防団員の確保に努めていただきたいこと。

③ 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業について

消防団への加入促進については、平成 31 年度消防庁予算案において、「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」を実施することとしている。当事業は、都道府県や市町村が、地域の企業や大学等と連携し、事業所の従業員や大学の学生が入団することを前提に、新規分団の設立や事業所と地方公共団体が連携して実施する訓練等に係る費用を支援するものであり、他の地域の参考となるような取組を委託調査事業として採択・実施することとしていることから、積極的に企画・提案していただきたいこと。

④ 女性消防団員の加入及び活躍の促進について

女性消防団員の加入及び活躍の促進については、既述の「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」のほか、平成 31 年度消防庁予算案において、女性消防団員等の活躍を進める気運を醸成するためのシンポジ

ウムや女性消防団員活性化大会の開催等を行うこととしている。

また、女性消防団員が所属していない消防団においては、女性の加入について早急に取り組むとともに、既に女性消防団員が所属している消防団においても、より一層の女性の加入促進等のため積極的に取り組んでいただきたいこと。

⑤ 学生消防団活動認証制度の導入について

消防団に所属する大学生等の就職活動支援を目的とする「学生消防団活動認証制度」は、大学生等の加入促進に効果的な取組である。平成 30 年 4 月 1 日現在で同制度を導入している市町村は 266 団体であるが、未導入の市町村においては、速やかに同制度を導入していただきたいこと。

⑥ 消防団協力事業所表示制度の導入について

消防団員に占める被雇用者比率が高い水準であることに鑑み、「消防団協力事業所表示制度」等消防団員の活動環境整備が非常に重要となっているが、同制度を未だ導入していない市町村は平成 30 年 4 月 1 日現在で全体の約 2 割を占めることから、当該市町村におかれては、速やかに同制度を導入していただきたいこと。

また、事業所の自衛消防組織の構成員の入団、事業所で所有する重機・バイク・ドローン等を活用した消防団への協力、「大規模災害団員」のなり手確保のための組織的な協力等について、事業所や経済団体に働きかけるとともに、事業所等と協定を締結する等の取組を行っていただきたいこと。

(2) 消防団員の処遇の改善

消防団は災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で災害対応に当たることと鑑み、消防団等充実強化法第 13 条において、国及び地方公共団体は、活動の実態に応じた適切な報酬の支給がなされるよう必要な措置を講じるものとされている。現在、多くの市町村において、地方交付税単価（年額報酬 36,500 円、1 回当たり出動手当 7,000 円）よりも実際の単価が低い状況であり、特に、年額報酬の低い市町村においては、地方交付税単価を踏まえ、速やかに報酬の引上げを行っていただきたいこと。

また、消防団員に対する年額報酬等の支給方法については、消防組織法第 23 条の規定に基づき、各地方公共団体の条例で定められているところ、年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。

さらに、消防団員の報酬に係る特別交付税措置について、消防団員の実員数が標準団員数の 2 倍以上である市町村及び前年度に比して実員数が増加した市町村にあっては、普通交付税により措置された額を超える 2 分の 1 の額を措置することとしているため、消防団員の加入促進のために活用していただきたいこと。

(3) 消防団の装備及び教育訓練の充実

消防団の装備については、トランシーバー等の双方向通信機器やライフジャケット等の安全装備品等の充実を図るため、平成 26 年 2 月に「消防団の装備の基準」(昭和 63 年消防庁告示第 3 号)を改正し、併せて地方交付税措置を引き上げたことを踏まえ、各市町村においても装備の充実を図っていただいているところ。

今後においても消防団の装備の基準に基づき集中的・計画的に配備されるよう、予算措置を講じるとともに、配備された装備の適切な保管及び定期的な点検に引き続き取り組んでいただきたいこと。

特に、平成 30 年度消防庁第 2 次補正予算案及び平成 31 年度消防庁予算案により、一定の救助用資機材の整備に要する経費の一部を「消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)」により補助するため所要の予算額を計上し、併せて当該補助金の地方負担について特別交付税措置を講じることが予定している。市町村におかれては、当該補助金を積極的に活用し、資機材の充実を図っていただきたいこと。

併せて、消防団の装備・訓練の充実強化を図るため、平成 30 年度消防庁第 2 次補正予算案及び平成 31 年度消防庁予算案において、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車を市町村に無償で貸し付けることとしているほか、平成 31 年度消防庁予算案において、災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材(オフロードバイク、ドローン)及び女性・学生の消防団員の消火訓練用小型動力ポンプを、消防学校に無償で貸し付けることとしていること。

消防団の教育訓練の充実については、平成 26 年度、消防団の新しい装備に基づいた訓練内容の標準化を図るため、教育用 DVD 及び教育用冊子を作成し、消防庁のホームページ上のコンテンツである「防災・危機管理 e-カレッジ」に掲載しているところであり、活用に努めていただきたいこと。

(4) 消防団等の活動拠点施設の整備

緊急防災・減災事業債を活用し、消防団詰所の機能強化に努めていただきたいこと。

また、緊急防災・減災事業債や消防防災施設整備費補助金を活用し、地域防災拠点施設の整備に努めていただきたいこと。

(5) 広報啓発活動等の充実

地域防災の取組を広げていくため、平成 31 年度消防庁予算案において、「地域防災力充実強化大会」及び既述のシンポジウムの開催を予定しているところであり、様々な機会を捉えて、地域防災力の充実強化に向けた広報・PR 活動等に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(6) 消防団と自主防災組織等の連携等による地域防災力の向上

自主防災組織、女性（婦人）防火クラブ及び少年消防クラブといった住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、平成 31 年度消防庁予算案において、「自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業」を実施することとしていること。当事業は、自主防災組織等の地域の防災組織が、組織の枠を超え、他の組織等と連携して行う地域防災力の向上に向けた取組を支援するものである。都道府県及び市町村の提案の中から、他の地域の参考となるような先進的な取組を委託調査事業として採択・実施することとしていることから、積極的に企画・提案していただきたいこと。

さらに、自主防災組織については、平成 31 年度消防庁予算案において、地方公共団体が行う人材育成の取組を支援するため、自主防災組織の構成員を対象とした標準的な教育訓練のカリキュラム等の作成を行うこととしている。

消防団と自主防災組織等との連携を強化するとともに、消防団員が自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うよう、必要な措置を講じていただきたいこと。

(7) 準中型自動車免許の新設に伴う対応

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の改正に伴い、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得された普通免許で運転できる自動車の車両総重量が 3.5 トン未満へと引き下げられた。消防団で車両総重量 3.5 トン以上の消防自動車を所有している場合、消防団員が準中型免許を取得する経費を助成すること等により、これらの自動車の運転者を確保すること。

なお、平成 30 年度から、平成 29 年 3 月 12 日以降に消防団員が準中型免許を取得する経費に対して市町村が助成を行った場合の助成額について、特別交付税措置を講じていること。

また、必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、自動車の更新機会等にあわせて、普通免許で運転可能な消防自動車を活用することについても検討すること。

7 消防防災分野における女性の活躍促進

消防の分野においても女性が増加し、活躍することによる、住民サービスの向上、消防組織の強化が期待されています。

消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進については、女性消防吏員比率の全国の目標水準（平成 38 年度当初までに 5%）の達成に向けた消防本部ごとの数値目標の設定による計画的な増員のほか、適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、浴室・仮眠室等女性専用施設の計画的

な整備等、ソフト・ハード両面での環境整備に積極的に取り組むようお願いします。

平成 31 年度消防庁予算案において、女子学生を対象とした職業説明会や各種広報、アドバイザーの派遣等の実施、消防大学校の教育訓練や消防学校への講義支援を充実させるための経費等のほか、先進的な取組を全国展開するためのモデル事業を計上しており、女性消防吏員の活躍を支援する取組を推進することとしています。

加えて、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室、仮眠室等）の整備に要する経費について、特別交付税措置を講じることとしています。

また、女性消防団員については、「6 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織の充実強化」の「(1) ④女性消防団員の加入及び活躍の促進について」のとおり、加入及び活躍を推進することとしています。

8 防災情報伝達体制の強化

災害発生時においては、住民に対して迅速かつ確実に防災情報を伝達することが極めて重要であることから、緊急防災・減災事業債等を活用した防災行政無線のデジタル化等、災害情報伝達手段の多重化・多様化に積極的に取り組むようお願いします。

特に、平成 30 年 7 月豪雨等を教訓として、住民への防災情報の伝達手段の強化を図るため、戸別受信機等の有償貸与による配備及び携帯電話網等を活用した情報伝達手段の整備に要する経費について、地方財政措置を講じるとともに、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、音質を改善した屋外スピーカーの整備等「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」に要する経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしています。

全国瞬時警報システム（Jアラート）については、緊急防災・減災事業債等を活用し、瞬時に住民へ必要な情報が伝達できるよう、防災行政無線（同報系）をはじめとした多様な情報伝達手段との連携に積極的に取り組むようお願いします。

また、Jアラートの動作に際し、依然として、不具合事例が見受けられるため、機器の整備や動作ルールの設定の点検、定期的な訓練の実施等日頃から不具合の発生を未然に防ぐための対策を行うようお願いします。

なお、Jアラートの受信機等関連機器の保守及び点検に要する経費について、平成 31 年度から地方交付税措置を拡充することとしております。

さらに、消防防災行政に係る通信手段の確保については、消防救急デジタル無線の運用に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしています。

9 G20 大阪サミット、ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安心・安全対策の推進

G20 大阪サミット、ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・

パラリンピック競技大会に向け、テロ災害等への対処能力の向上を図るため、関係消防本部等と連携し、警防体制、予防体制を確立することとしています。このための訓練経費、テロ災害対応資機材購入費、応援隊の旅費・輸送費等に要する経費を平成 31 年度消防庁予算案に計上しているため、関係消防本部等においては、必要な予算を計上する等、万全な体制を確立するようお願いいたします。

また、競技会場等を想定した国民保護共同訓練の実施、避難実施要領のパターンの作成等、国民保護体制の整備・強化に取り組むようお願いいたします。

10 公共施設等の耐震化・非常用電源の整備等

災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、公共施設等の耐震化に要する経費、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築に要する経費並びに非常用電源の整備及びその浸水・地震対策や機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象としています。また、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替えについては、公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）の対象としています。

都道府県及び市町村におかれては、これらの事業債の対象期間である平成 32 年度までに、庁舎や避難所等防災拠点となる公共施設等の耐震診断や、診断結果に基づく耐震改修、非常用電源の整備等に積極的に取り組むようお願いいたします。

また、平成 28 年度までに策定することとされていた消防分野の公共施設等総合管理計画について、至急策定するとともに、平成 32 年度までに策定することとされている個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）についても、早期に策定するようお願いいたします。

11 緊急防災・減災事業債の活用について

緊急防災・減災事業債（充当率 100%、元利償還金の普通交付税の基準財政需要額への算入率 70%、原則として地方単独事業が対象）については、平成 31 年度地方財政計画においても 5,000 億円（前年度同額）を計上することとされています。

都道府県及び市町村におかれては、当該事業債の事業年度が平成 32 年度までであることを踏まえ、最大限に活用するようお願いいたします。